

平成22年度 決算説明資料

平成23年10月5日

財政関係

目 次

	頁
1 個人市民税の納税義務者数等の推移 -----	1
2 個人市民税の税額区分別納税義務者数の推移 -----	2
3 個人市民税の減税額別納税義務者数等 -----	3
4 個人市民税減免の推移 -----	4
5 法人市民税法人数の推移（資本金区分別、税率適用区分別） -----	5
6 法人市民税の税額区分別納税義務者数の推移 -----	7
7 法人市民税（法人税割）の業種別推移 -----	8
8 法人市民税超過課税の提案理由 -----	9
9 超過課税の実施状況 -----	10
10 市民税収入見込みにおける参考指標 -----	14
11 愛知県における給与の伸び、従業者数の伸び及び有効求人倍率 -----	15
12 市税徴収率の指定都市比較 -----	16
13 徴税費の推移 -----	17
14 差押件数の推移 -----	18
15 法律により差押が禁止されている財産 -----	19
16 地方税に係る延滞金 -----	20
17 市債に関する目標等の他都市比較 -----	21
18 臨時財政対策債現在高の推移 -----	22
19 臨時財政対策債発行額その他都市比較 -----	22
20 基準財政需要額等の推移 -----	23

	頁
21 主な財政指標の推移 -----	24
22 経常収支比率の指定都市比較 -----	25
23 経常収支比率（臨時財政対策債等除く）の推移の他都市比較 -----	26
24 財政力指数（単年度）の推移 -----	27
25 財政力指数（単年度）の指定都市比較 -----	27
26 行財政改革の取り組みの推移 -----	28
27 水源施設建設出資金について -----	29
28 不用額の主な内訳 -----	30
29 用地先行取得特別会計の保有状況 -----	31
30 低価格入札への対策について -----	33
31 工事請負の落札率別入札件数の推移（一般競争入札） -----	33
32 少額随意契約に対する取り組み -----	34
33 競争入札に適しないことを理由とする随意契約について -----	35

<参考>

官公需契約における政令指定都市の状況 -----	36
--------------------------	----

1 個人市民税の納税義務者数等の推移

(単位：人)

区 分		平成21年度	平成22年度
推 計 人 口 ① (1月1日現在)		2,250,234	2,258,804
個人市民税	納 税 義 務 者 数	1,109,602	1,085,518
	控 除 対 象 配 偶 者 数	281,294	277,828
	扶 養 控 除 の 対 象 者 数	452,043	439,507
	小 計 ②	1,842,939	1,802,853
差 引 (① - ②)		407,295	455,951

(注) 推計人口は、平成17年国勢調査結果を基礎とし、毎月の住民基本台帳人口などの異動数を加減して推計したものである。

2 個人市民税の税額区分別納税義務者数の推移

個人市民税額	平成21年度		平成22年度	
	納税義務者数 (人)	構成比 (%)	納税義務者数 (人)	構成比 (%)
2,700円以下 (3千円以下)	43,812	3.9 (3.9)	47,890	4.4 (4.4)
2,700円超 5万円以下 (3千円超 5万円以下)	272,094	24.5 (28.4)	326,927	30.1 (34.5)
5万円超 10万円以下	286,794	25.8 (54.2)	304,864	28.1 (62.6)
10万円超 20万円以下	290,401	26.2 (80.4)	246,157	22.7 (85.3)
20万円超 50万円以下	174,869	15.7 (96.1)	129,872	12.0 (97.3)
50万円超 100万円以下	29,622	2.7 (98.8)	21,007	1.9 (99.2)
100万円超 200万円以下	8,501	0.8 (99.6)	6,323	0.6 (99.8)
200万円超 500万円以下	2,949	0.3 (99.9)	2,067	0.2 (100)
500万円超	560	0.1 (100)	411	0.0 (100)
合 計	1,109,602	100	1,085,518	100

- (注) 1 個人市民税額は、均等割額及び所得割額の合計である。
 2 個人市民税額欄の()書きは平成21年度の税額である。
 3 構成比欄の()書きは累計である。

3 個人市民税の減税額別納税義務者数等

区 分	納 税 義務者数 (人)	構成比 (%)	減税額 (百万円)	構成比 (%)
3百円以下	50,929	4.7 (4.7)	15	0.1 (0.1)
3百円超 1千円以下	40,641	3.7 (8.4)	27	0.2 (0.3)
1千円超 5千円以下	220,993	20.4 (28.8)	693	4.5 (4.8)
5千円超 1万円以下	298,011	27.5 (56.3)	2,218	14.5 (19.3)
1万円超 2万円以下	285,261	26.3 (82.6)	4,025	26.4 (45.7)
2万円超 5万円以下	154,916	14.3 (96.9)	4,525	29.7 (75.4)
5万円超 10万円以下	24,960	2.3 (99.2)	1,679	11.0 (86.4)
10万円超 20万円以下	7,050	0.6 (99.8)	952	6.3 (92.7)
20万円超 50万円以下	2,330	0.2 (100)	672	4.4 (97.1)
50万円超	427	0.0 (100)	443	2.9 (100)
合 計	1,085,518	100	15,249	100

(注) 1 平成22年度分の個人の市民税が減税された納税義務者数等について掲げた。

2 () 書きは累計である。

4 個人市民税減免の推移

(1) 適用人員

(単位：人)

区 分	平成21年度	平成22年度
適用人員	141,941	139,467
災 害	188	107
生活保護	876	462
低所得者	140,877	138,898
うち、65歳以上の者に 係る減免	47,270	42,006

(2) 減免額

(単位：百万円)

区 分	平成21年度	平成22年度
減 免 額	794	562
災 害	6	3
生活保護	34	15
低所得者	754	544
うち、65歳以上の者に 係る減免	207	86

5 法人市民税法人数の推移 (資本金区分別、税率適用区分別)

(1) 資本金区分別

(単位：社)

区 分	平成21年度	平成22年度
50億円超	1,328	1,315
10億円超 50億円以下	1,558	1,506
5億円超 10億円以下	755	702
1億円超 5億円以下	3,392	3,194
1,000万円超 1億円以下	17,604	17,484
1,000万円以下	65,508	65,466
合 計	90,145	89,667

(2) 税率適用区分別

(単位：社)

区 分	平成21年度	平成22年度
超過税率適用法人	7,037	7,053
資本金1億円超	4,004	3,964
資本金1億円以下	3,033	3,089
標準税率適用法人	20,055	18,609
資本金1億円超	—	—
資本金1億円以下	20,055	18,609
欠損法人	63,053	64,005
資本金1億円超	3,029	2,753
資本金1億円以下	60,024	61,252
合 計	90,145	89,667

- (注) 1 平成22年度の超過税率適用法人は、法人税割の適用税率が14.7%と13.23%の法人を掲げた。
 2 平成22年度の標準税率適用法人は、法人税割の適用税率が12.3%と11.07%の法人を掲げた。

6 法人市民税の税額区分別納税義務者数の推移

法人市民税額	平成21年度		平成22年度	
	納税義務者数 (社)	構成比 (%)	納税義務者数 (社)	構成比 (%)
5万円以下	48,027	53.3 (53.3)	51,460	57.4 (57.4)
5万円超 50万円以下	32,415	36.0 (89.3)	29,745	33.2 (90.6)
50万円超 100万円以下	3,395	3.8 (93.1)	2,980	3.3 (93.9)
100万円超 200万円以下	2,420	2.7 (95.8)	2,143	2.4 (96.3)
200万円超 500万円以下	2,087	2.3 (98.1)	1,856	2.1 (98.4)
500万円超 1,000万円以下	903	1.0 (99.1)	718	0.8 (99.2)
1,000万円超 5,000万円以下	756	0.8 (99.9)	652	0.7 (99.9)
5,000万円超	142	0.1 (100)	113	0.1 (100)
合 計	90,145	100	89,667	100

(注) 1 法人市民税額は、均等割額及び法人税割額の合計である。

2 構成比欄の()書きは累計である。

7 法人市民税（法人税割）の業種別推移

（単位：百万円）

区 分	平成21年度	平成22年度
建 設 業	2,641	2,683
製 造 業	10,331	11,110
卸 売 業	4,550	4,259
小 売 業	5,264	5,242
金 融 ・ 保 険 業	4,414	4,921
不 動 産 業	3,009	2,670
運 輸 通 信 ・ 公 益 事 業	7,812	9,112
サ ー ビ ス 業	7,235	7,731
そ の 他	63	110
合 計	45,319	47,838

（注）現年度調定額である。

8 法人市民税超過課税の提案理由

○昭和50年7月臨時会（7月18日）市長提案理由説明から抜粋

最近の不況下におきまして、本年度の市税収入は予想外の減収が必至となり、財政運営は重大な危機に直面しているのであります。この対策といたしましては、極力経常経費を節減し、一部建設事業を繰り延べ、さらには、国に対して臨時的財源対策等を講ずるよう強く要請してまいりたいと存じますが、事態の收拾は必ずしも容易なことではないと思われるのでございます。

一方、本市におきましては、大量輸送機関による交通網再編成の主体となる高速度鉄道の建設費補助、南西部など低湿地帯の治水対策並びに教育、福祉の各種施設の整備等緊急欠くべからざる施策の実現に迫られており、しかもこれらの事業はいずれも将来相当の期間継続いたすものでございます。

さらにまた、今後の経済の動向はいわゆる省資源、低成長の時代に向かうものといわれており、従来のような市税収入の伸びを期待することはもはや困難ではないかと考えられるのであります。これに対しましては行財政制度の抜本的改正が望まれますことはもとより、地方団体においても独自の努力が必要とされることも当然と存じます。

本市といたしましては、従来にも増して事務事業の合理化と重点化及び各種財源の確保に努める所存でございますが、当面の事態に対処するにはこれをもってしても十分とはいえないのでございます。

したがいまして、財政事情が安定いたすまでの間に限り、前に申し上げましたような財政需要に対応する財源確保の一環として、市民税法人税割について地方税法に定める制限税率による御負担を企業の規模・能力等を配慮しつつ、お願いせざるを得ない事情におかれている次第でございます。

市内に所在する法人には、このたびの事業所税に加えての重なる御負担となり、まことに心苦しいところではございますが、何とぞ市財政の実情を御賢察の上、深い御理解を賜りたいと存じます。

9 超過課税の実施状況

(1) 指定都市（法人市民税法人税割）

区 分	適 用 区 分	税率 (%)
名古屋市	資本金等1億円超又は法人税額2,500万円超	14.7
	その他	12.3
札幌市	資本金等1億円超又は法人税額1,000万円超	14.5
	その他	12.3
仙台市	資本金等1億円超又は法人税額1,000万円超	14.7
	その他	12.3
さいたま市	資本金等1億円超又は法人税額1,000万円超	14.7
	その他	12.3
千葉市	資本金等5億円以上	14.7
	同 1億円超 5億円未満	13.5
	同 1億円以下	12.3
川崎市	資本金等10億円以上	14.7
	同 5億円以上10億円未満	13.5
	同 5億円未満	12.3
横浜市	資本金等10億円以上	14.7
	同 5億円以上10億円未満	13.5
	同 5億円未満	12.3
相模原市	資本金等10億円以上	14.7
	同 5億円以上10億円未満	13.5
	同 5億円未満	12.3
新潟市	資本金等1,000万円以上又は法人税額210万円以上	14.7
	その他	13.5
京都市	資本金等3億円超又は法人税額1,600万円超	14.5
	その他	12.3
大阪市	資本金等1億円超又は法人税額2,000万円超	14.5
	その他	12.3
堺市	資本金等1億円超又は法人税額800万円超	14.7
	その他	12.3
神戸市	資本金等1億円超又は法人税額1,600万円超	14.7
	その他	12.3
岡山市	すべての法人	14.7
広島市	資本金等1億円超又は法人税額240万円超	14.7
	その他	12.3
北九州市	資本金等1億円超又は法人税額1,000万円超	14.5
	その他	12.3
福岡市	資本金等1,000万円超	14.7
	その他	13.9

(注) 静岡市及び浜松市は超過課税を実施していない。

(2) 都道府県 (法人県民税法人税割)

区 分	適 用 区 分	税率 (%)
北 海 道	資本金等1億円超又は法人税額1,000万円超	5.8
	その他	5.0
青 森 県	資本金等1億円超又は法人税額1,000万円超	5.8
	その他	5.0
岩 手 県	資本金等1億円超又は法人税額1,000万円超	5.8
	その他	5.0
宮 城 県	資本金等1億円超又は法人税額1,000万円超	5.8
	その他	5.0
秋 田 県	資本金等1億円超又は法人税額1,000万円超	5.8
	その他	5.0
山 形 県	資本金等1億円超又は法人税額1,000万円超	5.8
	その他	5.0
福 島 県	資本金等1億円超又は法人税額1,000万円超	5.8
	その他	5.0
茨 城 県	資本金等1億円超又は法人税額1,000万円超	5.8
	その他	5.0
栃 木 県	資本金等1億円超又は法人税額1,000万円超	5.8
	その他	5.0
群 馬 県	資本金等1億円超又は法人税額1,000万円超	5.8
	その他	5.0
埼 玉 県	資本金等1億円超又は法人税額1,000万円超	5.8
	その他	5.0
千 葉 県	資本金等1億円超又は法人税額1,000万円超	5.8
	その他	5.0
東 京 都	資本金等1億円超又は法人税額1,000万円超	6.0
	その他	5.0
神 奈 川 県	資本金等2億円超又は法人税額4,000万円超	5.8
	その他	5.0
新 潟 県	資本金等1億円超又は法人税額1,000万円超	5.8
	その他	5.0
富 山 県	資本金等1億円超又は法人税額1,000万円超	5.8
	その他	5.0
石 川 県	資本金等1億円超又は法人税額1,000万円超	5.8
	その他	5.0
福 井 県	資本金等1億円超又は法人税額1,000万円超	5.8
	その他	5.0
山 梨 県	資本金等1億円超 (資本金等1億円かつ従業員数300人超を含む)	5.8
	その他	5.0
長 野 県	資本金等1億円超又は法人税額1,000万円超	5.8
	その他	5.0

区 分	適 用 区 分	税 率 (%)
岐 阜 県	資本金等 1 億円超又は法人税額 1,000 万円超	5.8
	その他	5.0
愛 知 県	資本金等 1 億円超又は法人税額 1,500 万円超	5.8
	その他	5.0
三 重 県	資本金等 1 億円超又は法人税額 1,000 万円超	5.8
	その他	5.0
滋 賀 県	資本金等 1 億円超又は法人税額 5,000 万円超	5.8
	その他	5.0
京 都 府	資本金等 3 億円超又は法人税額 1,600 万円超	5.8
	その他	5.0
大 阪 府	資本金等 1 億円超又は法人税額 2,000 万円超	6.0
	その他	5.0
兵 庫 県	資本金等 1 億円超又は法人税額 1,500 万円超	5.8
	その他	5.0
奈 良 県	資本金等 1 億円超又は法人税額 1,000 万円超	5.8
	その他	5.0
和 歌 山 県	資本金等 1 億円超又は法人税額 1,000 万円超	5.8
	その他	5.0
鳥 取 県	資本金等 1 億円超又は法人税額 1,000 万円超	5.8
	その他	5.0
島 根 県	資本金等 1 億円超又は法人税額 1,000 万円超	5.8
	その他	5.0
岡 山 県	資本金等 1 億円超又は法人税額 1,500 万円超	5.8
	その他	5.0
広 島 県	資本金等 2,000 万円超かつ法人税額 1,000 万円超	5.8
	その他	5.0
山 口 県	資本金等 1 億円超又は法人税額 1,000 万円超	5.8
	その他	5.0
徳 島 県	資本金等 1 億円超又は法人税額 1,000 万円超	5.8
	その他	5.0
香 川 県	資本金等 1 億円超又は法人税額 1,000 万円超	5.8
	その他	5.0
愛 媛 県	資本金等 1 億円超又は法人税額 1,000 万円超	5.8
	その他	5.0
高 知 県	資本金等 1 億円超又は法人税額 1,000 万円超	5.8
	その他	5.0
福 岡 県	資本金等 1 億円超又は法人税額 1,000 万円超	5.8
	その他	5.0
佐 賀 県	資本金等 1 億円超又は法人税額 1,000 万円超	5.8
	その他	5.0

区 分	適 用 区 分	税率 (%)
長 崎 県	資本金等 1 億円超又は法人税額1,000万円超	5.8
	その他	5.0
熊 本 県	資本金等 1 億円超又は法人税額1,000万円超	5.8
	その他	5.0
大 分 県	資本金等 1 億円超又は法人税額1,000万円超	5.8
	その他	5.0
宮 崎 県	資本金等 1 億円超又は法人税額1,000万円超	5.8
	その他	5.0
鹿 児 島 県	資本金等 1 億円超又は法人税額1,000万円超	5.8
	その他	5.0
沖 縄 県	資本金等 1 億円超又は法人税額1,000万円超	5.8
	その他	5.0

(注) 静岡県は超過課税を実施していない。

<参考> 普通法人の法人税率

区 分	税率 (%)	
大法人 (資本金等 1 億円超)	30	
中小法人 (資本金等 1 億円以下)	年800万円超の所得	30
	年800万円以下の所得	18

10 市民税収入見込みにおける参考指標

(単位：%)

区 分	指 標		当初予算編成時	実 績 値
個人市民税	毎月勤労 統計調査	給与の 伸び	△ 4.1	△ 3.8
		従業者数 の伸び	△ 1.8	△ 1.8
	地方財政計画の 伸び率		△ 9.4	未集計
法人市民税	政府経済見通し (名目GDPの伸び率)		0.4	1.1
	地方財政計画の 伸び率		△ 23.5	未集計
	企業が公表している 経常利益の見通し		1.4	23.8

- (注) 1 毎月勤労統計調査の当初予算編成時の数値は平成21年1月から10月までの平均値、実績値は平成21年1月から12月までの平均値である。
- 2 地方財政計画の伸び率の実績値は、東日本大震災の影響のため、未集計である。

11 愛知県における給与の伸び、従業者数の伸び及び有効求人倍率

区 分	給与の伸び (前年同月比：%)	従業者数の伸び (前年同月比：%)	有効求人倍率 (倍)
平成21年1月	△ 5.1	△ 0.6	0.88
2月	△ 5.4	0.0	0.73
3月	△ 6.9	△ 1.4	0.62
4月	△ 5.5	△ 1.5	0.54
5月	△ 3.1	△ 2.5	0.50
6月	△ 11.3	△ 2.0	0.48
7月	△ 14.0	△ 2.1	0.48
8月	△ 4.4	△ 2.4	0.48
9月	△ 3.2	△ 2.2	0.49
10月	△ 2.6	△ 2.3	0.50
11月	△ 3.3	△ 2.2	0.49
12月	△ 9.1	△ 2.3	0.49

(注) 給与の伸び、従業者数の伸びは愛知県の発表資料、また、有効求人倍率は厚生労働省の発表資料による。

12 市税徴収率の指定都市比較

(単位：％)

都 市 名	平成21年度	平成22年度
横 浜 市	97.1	97.5
名 古 屋 市	97.2	97.3
京 都 市	97.0	97.0
川 崎 市	96.1	96.1
北 九 州 市	96.1	95.9
福 岡 市	95.6	95.8
広 島 市	95.4	95.5
大 阪 市	95.0	95.3
神 戸 市	95.1	95.1
堺 市	95.2	94.9
新 潟 市	94.0	94.4
札 幌 市	94.3	94.3
相 模 原 市	94.6	94.2
さ い た ま 市	93.9	93.8
岡 山 市	93.5	93.8
浜 松 市	93.3	93.7
仙 台 市	93.8	93.7
静 岡 市	93.2	93.3
千 葉 市	92.3	92.7

13 徴税費の推移

(1) 徴税費

(単位：百万円)

区 分	平成21年度	平成22年度
人 件 費	9,503	8,492
物 件 費	11,955	7,704
合 計	21,458	16,196

(2) 市税事務所及び出張所の賃借料等

(単位：百万円)

区 分	金 額
市 税 事 務 所	426
出 張 所	54
合 計	480

14 差押件数の推移

(単位：件)

区 分	平成21年度	平成22年度
債 権	7,200	14,326
不 動 産	1,453	2,183
そ の 他	175	101
合 計	8,828	16,610

15 法律により差押が禁止されている財産

(1) 国税徴収法に基づくもの

ア 一般の差押禁止財産

次に掲げる財産は、差し押さえることができない。

- ・生活に欠くことができない日用品（衣服、寝具、家具など）
- ・職業上、欠くことのできない器具その他の物など

イ 給与の一部

給料や賃金等のうち一定の金額は、差し押さえることができない。

ウ 社会保険制度に基づく給付の一部

退職年金、老齢年金、休業手当金等のうち一定の金額は、差し押さえることができない。

エ 条件付差押禁止財産

次に掲げる財産は、滞納者が市税の全額を徴収することができる財産で、換価が困難でなく、第三者の権利の目的となっていないものを提供したときは、差し押さえることができない。

- ・職業の継続に必要な機械、器具その他の備品など

(2) 国税徴収法以外の法律に基づくもの

次に掲げる財産は、差し押さえることができない。

- ・雇用保険法に基づく失業給付を受ける権利
- ・生活保護法に基づき給与を受けた保護金品など

16 地方税に係る延滞金

(1) 趣旨

納期限内に納付した納税者と、納期限経過後に納付した納税者の負担の公平を図るとともに、納期内納付を促進するもの。

(2) 割合

納期限の翌日から1か月を経過する日まで		納期限の翌日から1か月を経過した日以後	
原則	7.3%	14.6%	
特例措置	期間		割合
	平成12年1月1日～平成13年12月31日		4.5%
	平成14年1月1日～平成18年12月31日		4.1%
	平成19年1月1日～平成19年12月31日		4.4%
	平成20年1月1日～平成20年12月31日		4.7%
	平成21年1月1日～平成21年12月31日		4.5%
平成22年1月1日～	4.3%		

(注) 納期限の翌日から1か月を経過する日までは、原則年7.3%とされているが、市中金利が低い状況で推移していることを踏まえ、当分の間の措置として上表の特例措置(4%+前年の11月30日を経過する時点における商業手形の基準割引率)が定められている。

(3) 市税に係る延滞金

(単位：百万円)

平成21年度	平成22年度
423	657

17 市債に関する目標等の他都市比較

区分	計画期間	目標・規律
名古屋市	23年度～	<p>一般会計の市債現在高が過去の最高額を超えないようにする</p> <p>①市債（臨時財政対策債などの特例債を含む）発行額の抑制</p> <ul style="list-style-type: none"> ・毎年度のプライマリーバランスの黒字を維持する ・行政改革推進債を発行しない <p>②健全化判断比率が一定水準を超えない</p> <ul style="list-style-type: none"> ・将来負担比率が250%を超えない ・実質公債費比率が18%を超えない
横浜市	22～25年度	<ul style="list-style-type: none"> ・プライマリーバランスの黒字を維持 ・一般会計が対応する借入金の残高を25年度までに3兆4,000億円以下にする ・25年度の市債発行額を21年度と同程度にする
京都市	20～23年度	<ul style="list-style-type: none"> ・臨時財政対策債を除いた市債残高（一般会計、全会計）を減少 ・臨時財政対策債を除いた市債発行額を、20年度水準から概ね2割削減
大阪市	18～22年度	<ul style="list-style-type: none"> ・臨時財政対策債、減税補てん債を除き、5年間で市債発行水準を800億円まで抑制 ・臨時財政対策債、減税補てん債の用途を、公債償還や負の遺産処理など財政健全化に限定
神戸市	23～27年度	<ul style="list-style-type: none"> ・財政健全化指標の一層の健全化（政令指定都市の中位程度の水準） ・プライマリーバランスの黒字を維持

18 臨時財政対策債現在高の推移

(単位：百万円)

平成20年度末	平成21年度末	平成22年度末
216,765	247,625	291,989

19 臨時財政対策債発行額の他都市比較

(単位：百万円)

区 分	平成21年度	平成22年度
名古屋市	31,960	46,060
横浜市	50,000	70,000
京都市	21,488	39,379
大阪市	39,765	91,085
神戸市	21,991	42,309

20 基準財政需要額等の推移

(単位：百万円)

年 度	基準財政需要額 〔臨時財政対策債 振替前〕 A	臨時財政対策債 B	基準財政需要額 A－B
平成18年度	419,330	24,232	395,098
平成19年度	413,883	21,985	391,898
平成20年度	409,019	20,592	388,427
平成21年度	404,040	31,960	372,080
平成22年度	420,243	46,060	374,183

21 主な財政指標の推移

(単位：%)

区 分	平成 21 年 度	平成 22 年 度
実質公債費比率	12.7	12.1
将来負担比率	218.6	216.3
経常収支比率	98.1	99.4
公債費負担比率	18.9	19.5

実質公債費比率 = { (地方債の元利償還金 + 準元利償還金) - (特定財源
(3か年平均) + 元利・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額) }
÷ { 標準財政規模 - (元利・準元利償還金に係る基準財政需要
額算入額) } × 100

将来負担比率 = { 将来負担額 - (充当可能基金額 + 特定財源見込額
+ 地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額) }
÷ { 標準財政規模 - (元利・準元利償還金に係る基準財政需要
額算入額) } × 100

経常収支比率 = 経常経費充当一般財源 ÷ (経常一般財源
+ 減収補てん債(特例分) + 臨時財政対策債) × 100

公債費負担比率 = 公債費充当一般財源 ÷ 一般財源総額 × 100

22 経常収支比率の指定都市比較

(単位：%)

都 市 名	経 常 収 支 比 率
岡 山 市	86.1
浜 松 市	87.9
静 岡 市	88.0
新 潟 市	88.1
さ い た ま 市	90.2
福 岡 市	93.1
横 浜 市	94.1
堺 市	95.1
札 幌 市	95.3
仙 台 市	95.4
広 島 市	96.3
神 戸 市	96.4
川 崎 市	96.8
相 模 原 市	97.2
北 九 州 市	97.7
千 葉 市	97.7
京 都 市	98.2
名 古 屋 市	99.4
大 阪 市	99.4

23 経常収支比率（臨時財政対策債等除く） の推移の他都市比較

(単位：%)

区 分	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
名古屋市	99.8	101.1	102.9	106.1	108.6
横浜市	96.8	98.5	99.9	102.6	103.1
京都市	100.3	103.2	101.4	104.6	110.8
大阪市	104.5	106.0	106.4	109.7	112.5
神戸市	101.3	102.0	101.0	103.7	107.6

24 財政力指数（単年度）の推移

平成 21 年 度	平成 22 年 度
1.065	0.990

25 財政力指数（単年度）の指定都市比較

区 分	財政力指数	区 分	財政力指数
川 崎 市	1.004	福 岡 市	0.827
名 古 屋 市	0.990	堺 市	0.822
さいたま市	0.979	広 島 市	0.792
横 浜 市	0.973	京 都 市	0.750
千 葉 市	0.969	神 戸 市	0.727
相 模 原 市	0.967	岡 山 市	0.727
大 阪 市	0.908	札 幌 市	0.686
静 岡 市	0.888	北 九 州 市	0.686
仙 台 市	0.850	新 潟 市	0.685
浜 松 市	0.835		

財政力指数 = 基準財政収入額 / 基準財政需要額

26 行財政改革の取り組みの推移

(単位：億円)

区 分	平成22年度	平成21年度
歳出の削減	96	61
内部事務の見直し	43	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事務事業の見直し 50 ・ 公営企業の経営健全化の促進 8 ・ 外郭団体の効率的な運営 3
施策・事務事業の見直し	35	
公の施設等の見直し	2	
外郭団体に関する見直し	16	
歳入の確保、その他	18	7
未利用土地の売却	1	<ul style="list-style-type: none"> ・ 保有資産の有効活用 6 ・ 公平な負担の推進 2
その他	17	<ul style="list-style-type: none"> ・ 使用料徴収率の向上△1
人件費関係分	47	27
定員の見直し	20	<ul style="list-style-type: none"> ・ 計画的な定員管理等による人件費の抑制
その他人件費の見直し	27	
合 計	161	95

(注) 平成21年度は、各区分の内訳について、当該年度の考え方で整理している。

27 水源施設建設建設出資金について

(単位：百万円)

区 分	平成21年度ま での累計額 A	平成22年度 B	平成23年度 以降見込額 C	総 額 A + B + C
長良川河口堰 建設事業に係 る建設出資 出資期間 平成7～ 29年度	1,705	53	364	2,122
徳山ダム建設 事業に係る建 設出資 出資期間 平成10～ 42年度	1,574	143	2,268	3,985

28 不用額の主な内訳

(単位：億円)

区 分	不用額	主 な も の
人 件 費	26	職員手当等 12 給料 6 報酬 6
扶 助 費	43	生活保護扶助費 26 措置費等補給金 4 保育実施委託 3 住宅手当緊急特別措置事業 2 生活保護施設扶助費 2
負担金補助 及び交付金	48	土地区画整理事業費 5 街路事業費 5 城西病院不良債務解消補助金 4 名古屋高速道路の料金割引社会実験 4 高速度鉄道建設費補助金 2
工事請負費	59	小・中学校整備費 17 住宅建設費 13 環境事業施設整備費 5 道路新設改良費 5 地区整備事業費 5
委 託 料	62	緊急雇用創出等事業 8 妊産婦等健康診査 4 予防接種 4 地上デジタル放送受信障害対策（市営住宅） 4 総合リハビリテーションセンターの運営 2
そ の 他	91	国民健康保険会計支出金 15 公債会計支出金 6 高速度鉄道建設費出資金 5 高速度鉄道経営健全化出資金 5 市場及びと畜場会計支出金 4
合 計	333	

(注) 各区分の金額については単位未満を切り捨ててあるため、各区分の計と合計の欄の金額は一致しない。

29 用地先行取得特別会計の保有状況

(1) 保有期間別保有高（平成22年度末）

ア 公共用地先行取得費

区 分	面 積 (ha)	金 額 (百万円)
5年未満	3.0	2,843
5年以上10年未満	4.4	6,562
うち公社経営健全化分	0.9	1,007
10年以上	51.4	61,239
うち公社経営健全化分	36.4	42,865
合 計	58.8	70,644
うち公社経営健全化分	37.3	43,872

イ 都市開発用地取得費

区 分	面 積 (ha)	金 額 (百万円)
5年未満	7.9	6,776
5年以上10年未満	8.6	9,103
10年以上	90.9	60,595
合 計	107.4	76,474

- (注) 1 金額は、取得価額である。
 2 公社経営健全化分については、総務省から示された「土地開発公社経営健全化対策」の枠組みを活用して平成18年度から21年度にかけて土地開発公社から買戻したものであり、公社取得年度からの保有期間で区分した。

<参考>土地開発公社保有高（積上価額）

区 分	面 積 (ha)	金 額 (百万円)
5年未満	2.6	5,122
5年以上10年未満	4.4	5,123
10年以上	42.9	57,181
合 計	49.9	67,426

(2) 事業局別保有状況 (平成22年度末)

ア 公共用地先行取得費

事業局	目的	区 分	5年未満	5年以上 10年未満	10年以上	合 計	
住宅都市局	道路	面積 (ha)	0.1	—	—	0.1	
		金額 (百万円)	131	—	—	131	
	住宅	面積 (ha)	—	0.5	2.1	2.6	
		金額 (百万円)	—	757	2,930	3,687	
	計	面積 (ha)	0.1	0.5	2.1	2.7	
		金額 (百万円)	131	757	2,930	3,818	
緑政土木局	道路	面積 (ha)	0.1	0.1	1.4	1.6	
		金額 (百万円)	338	56	4,850	5,244	
	公園	面積 (ha)	2.8	3.8	39.4	46.0	
		金額 (百万円)	2,374	5,749	47,788	55,911	
	河川	面積 (ha)	—	—	8.4	8.4	
		金額 (百万円)	—	—	5,156	5,156	
	計	面積 (ha)	2.9	3.9	49.2	56.0	
		金額 (百万円)	2,712	5,805	57,794	66,311	
	教育委員会	公園	面積 (ha)	—	—	0.1	0.1
			金額 (百万円)	—	—	515	515
合 計		面積 (ha)	3.0	4.4	51.4	58.8	
		金額 (百万円)	2,843	6,562	61,239	70,644	

イ 都市開発用地取得費

事業局	目的	区 分	5年未満	5年以上 10年未満	10年以上	合 計
緑政土木局	公園	面積 (ha)	7.9	8.6	90.9	107.4
		金額 (百万円)	6,776	9,103	60,595	76,474

30 低価格入札への対策について

実施時期	内 容
平成21年4月	最低制限価格制度を導入（総合評価落札方式を除く1億円未満の工事の一般競争入札）
平成22年1月	最低制限価格制度の対象拡大（政府調達、総合評価落札方式を除くすべての工事の一般競争入札）
平成22年8月	総合評価落札方式の低入札価格調査制度において、失格基準を導入

31 工事請負の落札率別入札件数の推移 （一般競争入札）

区 分	平成21年度		平成22年度	
	件 数 (件)	構成比 (%)	件 数 (件)	構成比 (%)
90%以上	660	34.8	543	28.0
80%以上90%未満	648	34.2	713	36.7
70%以上80%未満	454	23.9	640	33.0
60%以上70%未満	80	4.2	32	1.6
60%未満	55	2.9	13	0.7
合 計	1,897	100	1,941	100

32 少額随意契約に対する取り組み

(1) 各局区室に対する指導

予定価格が30万円を超える場合は複数の者から見積書を徴取することの徹底、入札等の手続を省くため、作為的に分割して発注することの明確な禁止などについて、以下の会議等において指導を行った。

- ・ 経理担当係長会議（平成22年4月）
- ・ 新任課長・係長研修（平成22年6月）
- ・ 区役所職員向け契約事務研修（平成22年7月）
- ・ 契約実務担当者研修（平成22年10月）

(2) 所属長による定期的な確認

特定の事業者に偏りのある発注がないか、恣意的に発注を分割していないかについて所属長が定期的に確認することとした。

33 競争入札に適しないことを理由とする 随意契約について

(1) 厳正化への取り組み

平成21年10月に「競争性のある契約の推進のために」（随意契約にかかるガイドライン）を作成し、平成22年度の契約から次のとおり取り組みを行った。

ア 5つの視点から随意契約が適切かどうかを点検

- ①法定されているのか？
著作権等の排他的権利を根拠としているか
- ②相手方は限定されるのか？
当該業務を行える者は本当に唯一の者なのか
- ③業務に精通・熟知していることだけが理由となっていないか？
業務に必要な資格・能力・実績等を明示しているか
- ④状況に変化はないのか？
他の事業者でも履行可能になっていないか
- ⑤仕様の見直しはできないのか？
仕様を見直すことで、競争入札はできないか

イ 契約審査会の審議を経ることを義務付け

ウ 随意契約理由の公表を義務付け

(2) 件数の推移（工事請負）

(単位:件)

平成21年度	平成22年度
105	65

<参考>

官公需契約における政令指定都市の状況

(単位：百万円)

区 分	官公需契約実績		うち中小企業者 向け契約実績		比 率	
	件 数 A	金 額 B	件 数 C	金 額 D	件 数 C/A	金 額 D/B
名古屋市	220,765	203,606	195,667	117,025	88.6%	57.5%
札幌市	183,295	196,908	154,112	148,329	84.1%	75.3%
仙台市	2,841	12,362	2,581	9,089	90.8%	73.5%
新潟市	2,952	46,879	2,796	41,044	94.7%	87.6%
さいたま市	130,779	123,379	54,115	95,218	41.4%	77.2%
千葉市	89,738	57,149	76,967	36,860	85.8%	64.5%
川崎市	88,342	112,432	75,153	67,756	85.1%	60.3%
横浜市	87,443	142,429	73,777	113,981	84.4%	80.0%
相模原市	2,886	27,004	2,644	22,635	91.6%	83.8%
静岡市	118,461	81,097	103,123	60,054	87.1%	74.1%
浜松市	34,014	46,497	29,516	36,420	86.8%	78.3%
京都市	7,134	68,430	6,117	42,621	85.7%	62.3%
大阪市	89,853	234,420	78,590	134,101	87.5%	57.2%
堺市	12,394	47,048	10,587	40,536	85.4%	86.2%
神戸市	3,694	74,954	3,021	50,597	81.8%	67.5%
岡山市	92,160	51,543	78,790	27,265	85.5%	52.9%
広島市	12,579	66,556	9,594	47,768	76.3%	71.8%
北九州市	169,703	127,787	160,064	113,589	94.3%	88.9%
福岡市	6,694	86,745	5,798	62,985	86.6%	72.6%

注 仙台市については、震災による影響のため未確定

